平成２３年（フ）第４５３号
奈良県橿原市出合町237番地の５
債務者　森下組こと　森下　正明
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山﨑　靖子
4　破産債権の届出期間　平成24年３月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月23日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第９０７号
千葉市稲毛区小深町44番地１　コーポスカイE101号
債務者　菊地　博
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　慎一
4　破産債権の届出期間　平成24年２月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月24日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１５９１号
千葉県船橋市豊富町653番地21
債務者　村杉　誠
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森本　亨
4　破産債権の届出期間　平成24年２月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月24日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３５号
千葉県市川市本行徳23番16―201号　日下部マンション
債務者　本田美津惠
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本田　真郷
4　破産債権の届出期間　平成24年３月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月24日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２４号
長野県諏訪郡富士見町落合2405番地１
債務者　窪田　雅晴
1　決定年月日時　平成24年２月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹村　隆
4　破産債権の届出期間　平成24年３月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月27日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第３０８１号
名古屋市名東区名東本通２丁目36番地の１
星ケ丘レジデンス301号
債務者　畠　光男
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　文彦
4　破産債権の届出期間　平成24年３月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月11日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８７号
長野県上田市緑が丘３丁目２番11号
債務者　砥石　閑
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大島　忍
4　破産債権の届出期間　平成24年３月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月８日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第３１３７号
札幌市西区西野１条５丁目４番20―310号
債務者　小熊　紀行
1　決定年月日時　平成24年１月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土屋　俊介
4　破産債権の届出期間　平成24年３月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月10日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６４５号
千葉市中央区院内１丁目２番21号　フラッツ100―413号
債務者　宋　惠美
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横井　紀彦
4　破産債権の届出期間　平成24年３月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月15日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１５４号
鹿児島県姶良市平松5686番地
債務者　永井　勝子
1　決定年月日時　平成24年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　貴彦
4　破産債権の届出期間　平成24年３月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月26日午前11時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第３号
神戸市西区糀台４丁目16番地の１　401―205号
債務者　近藤　和泉
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　貞本　幸男
4　破産債権の届出期間　平成24年３月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月17日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第４４８号
大分市望みが丘30番地の９
債務者　幸　知代
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安東　正美
4　破産債権の届出期間　平成24年３月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月27日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第５３６号
大分市望みが丘30番地の９
債務者　幸　慎一郎
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安東　正美
4　破産債権の届出期間　平成24年３月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月27日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係